

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2015年7月3日号
No. 616

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

夏に祭りだ
ねう祭り

7月18日(土) 午後6時スタート
少雨決行・雨天中止

演芸や展示が多数行われるほか、自治会や町内事業所などによる踊りの列が練り歩き、まちなかを盛り上げます。

花火 400発!

【教育委員会からのお知らせ】

平成27年度成人式を開きます

日時 8月15日(土) 午前9時30分から

場所 町文化センター

該当者 ▼平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの人
▼日野町に住所がある人または日野中学校を卒業した人

内容

①式典(午前9時30分～)

②記念撮影

③新成人交流会

その他 該当者には案内文書を送付します。案内がなかった人で、出席を希望する人は、7月22日(水)までに下記までご連絡ください。※新成人を祝福していただける人はぜひ式典にご出席ください。

問合せ先 町教育委員会事務局
担当 田貝嘉彦(電話 72-2107)

【産業振興課からのお知らせ】

旧下榎農機具倉庫(土地含む)を売却します

町では、旧下榎農機具倉庫(土地含む)を売却します。

購入を希望する人は、購入申込書を提出してください。

売却物件 旧下榎農機具倉庫1棟
(建物:鉄骨トタン葺平屋建65.0㎡、土地(宅地):107.48㎡)

場所 日野町下榎220番地2

売却方法 購入希望価格の最も高い価格を提示した人を売買契約の相手方とします。

最低価格 46,000円(建物および土地)

現地説明 7月14日(火) 午前10時、現地にて行います。

申込手続 購入申込書に必要事項を記入の上、7月24日(金)午後5時までに役場産業振興課へ提出してください。※郵送の場合は7月24日(金)消印有効

購入申込者 町内在住の人

売却決定 7月31日(金)までに決定し通知します。

その他 ▼契約が成立した場合、登記手続きは町が行いますが、登録免許税など諸費用は負担していただきます。▼購入申込書は役場産業振興課にあります。または、町ホームページからダウンロードしてください。

問合せ先 役場産業振興課 担当 伊田喜浩(電話 72-2101)

【健康福祉課からのお知らせ】

介護保険施設を利用している人へ

介護保険3施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)やショートステイを利用する人の負担軽減申請を受け付けます。

これまで、負担軽減の申請をいただいた後、本人および世帯の人の前年の所得をもとに対象・非対象を判断していましたが、平成27年8月からは、次の取り扱いを追加します。

①配偶者が市区町村民税を課税されているかを確認し、課税されて

いる場合には負担軽減の対象外とする。※世帯が同一かどうかは問いません。

②預貯金などの金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする。

▼配偶者がいる人:合計2,000万円

▼配偶者がいない人:1,000万円

申請場所 役場健康福祉課

申請期限 7月31日(金)

その他 軽減申請をする際に、預貯金等および配偶者の所得の申請が必要になります。預貯金通帳、有価証券、投資信託などの残高・価格が分かるものを持参ください。

問合せ先 役場健康福祉課(電話 72-0334)

7月は「社会を明るくする運動」強化月間です

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間です。

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

昭和26年に始まり、今回で65回を迎えます。「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」「地域社会の理解と協力の輪を広げよう」を行動目標に幅広い運動が展開されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【そのほかのお知らせ】

『夏の交通安全県民運動』 7月6日(月)～15日(水)

7月6日(月)から15日(水)まで、夏の交通安全県民運動が行われます。

鳥取県交通安全スローガン

「ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故」

運動の重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②チャイルドシートの使用とすべての座席のシートベルトの着用の徹底
- ③自転車の安全利用の推進
- ④飲酒運転の根絶

7月15日(水)は

「交通安全にみんなで参加する日」および「思いやり運転推進日」

道路を利用するすべての人が、「思いやり・ゆずり合い」を実践し、交通事故を防ぎましょう。

天体望遠鏡で夏の夜空を 観察してみよう

「ひの郷会」^{さと}会員の大阪大東星クラブ自作望遠鏡友の会による、「星空観望会」が行われます。お誘い合わせてお気軽にお出かけください。

日時 8月10日(月)午後7時から午後8時30分ごろ

会場 日野町役場駐車場(根雨駅

前)

※雨天中止。小学生以下は保護者同伴で参加ください。

※8月11、12、13日は、町内の家庭へ出張観望会を行います。希望される人は、下記担当までお問い合わせください。

主催 大阪大東星クラブ

協力 ひの郷会

問合せ先 役場企画政策課内 ひの郷会事務局 担当 入澤(電話 72-0332)

陸・海・空自衛官 募集

いずれも受験料・入学金・授業料はかかりません。一次試験は鳥取県内で行われます。

◆海上・航空自衛隊航空学生

受験資格 高卒(見込み含む)、21歳未満

受付 8月1日(土)～9月8日(火)

一次試験 9月23日(水)

◆一般曹候補生

受験資格 18歳以上27歳未満

受付 8月1日(土)～9月8日(火)

一次試験 9月18日(金)・19日(土) ※いずれか1日を指定されます。

◆自衛官候補生

受験資格 18歳以上27歳未満

【男性】

受付 随時

試験 受付時にお知らせします。

【女性】

受付 8月1日(土)～9月8日(火)

試験 9月25日(金)～29日(火) ※いずれか1日を指定されます。

【自衛隊受験説明会】

日時 7月24日(金)午後5時から

場所 町山村開発センター 小会議室

問合せ先 自衛隊米子地域事務所(電話 0859-33-2440)

仕事にやりがいと満足を持つために

第2回町民人権講座へどうぞ

本年度、第2回目の町民人権講座(講演会)を開きます。ぜひ、お越しください。

日時 = 7月24日(金)午後6時から午後7時30分

会場 = 町山村開発センター 大集会室

演題 = 「ひとりひとりが主役のワークライフバランス

～誰でもできる身近な取組み～」

講師 = 谷口美也子さん(鳥取大学付属病院 ワークライフバランス支援センター 副センター長)

参加料 = 無料

参加申込 = 7月17日(金)までに、町教育委員会へ申込みください。

【問合せ先】

詳しくは、町教育委員会(電話 72-2107)にお尋ねください。

【講演の内容】

鳥取大学医学部付属病院は2014年2月に、職場の働きやすさを支援する取り組みが評価されて「第1回エンパワーメント大賞」を受賞し、テレビ東京系「ガイアの夜明け」にもその優れた取り組みが紹介されました。

今回の講座では、講師の職場や身近な取り組みの実例を紹介していただきます。男女共同参画、そしてワークライフバランスは、誰にでも関係してくる身近なものです。すべての職場が仕事にやりがいと満足を持つことの大切さを一緒に考えてみましょう。どうぞお誘い合わせてお出かけください。

平成 27 年
8 月 から

一定以上所得のある人は 介護サービスを利用した時の負担割合が 2 割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者に負担していただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の 1 割としていましたが、団塊の世代の人が皆 75 歳以上となる 2025 年以降にも持続可能な制度とするため、65 歳以上の人（第 1 号被保険者）のうち、一定以上の所得がある人には、サービス費の 2 割を負担していただくことになります。

▶ 2 割負担になる人 65 歳以上の人で、合計所得金額が 160 万円以上の人 (単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)

※ただし、合計所得金額が 160 万円以上であっても、実際の収入が 280 万円に満たないケースや 65 歳以上の人 が 2 人以上いる世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の 65 歳以上の人 の「年金収入とそのほかの合計所得金額」の合計が単身で 280 万円、2 人以上の世帯で 346 万円未満の場合は 1 割負担になります。

▶ 開始時期 平成 27 年 8 月 1 日以降に、サービスを利用したときから

▶ 月々の利用者負担の上限について

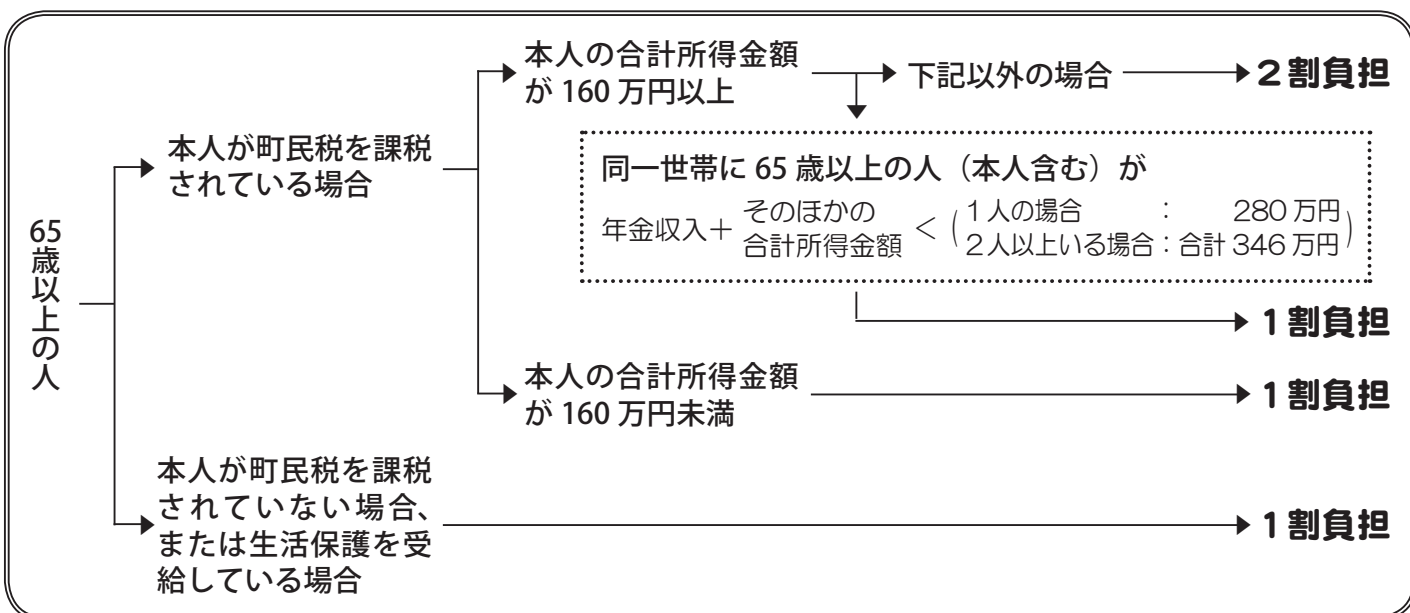
月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、すべての人の負担が 2 倍になるわけではありません。

▶ 負担割合証の交付について

要介護・要支援認定を受けた人は、毎年 6 ～ 7 月ごろに、利用者負担が 1 割の人も 2 割の人も、町から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず 2 枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

▶ 利用者負担判定の流れ



【問合せ】 役場健康福祉課（電話 72-0334）

国民健康保険・後期高齢者医療 被保険者証更新のお知らせ

【更新期間】 7月17日（金）～ 7月31日（金）

※土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者証は、毎年更新が必要です。この期間内に必ず更新してください。

◆根雨1区～6区、三谷2区の皆さん = 役場健康福祉課

◆黒坂1区～7区、下菅の皆さん = 役場黒坂支所

上記以外の方は、職員が町内各地区を巡回し更新を行いますので、最寄りの会場にお出かけください。

《巡回更新日程》【持参する物】今までお使いの被保険者証

期 日	地 区	時 間	場 所
7月28日（火） 【午前】	三谷1区	8:35 ～ 8:38	田渕武夫さん宅前
	貝 原	8:44 ～ 8:50	貝原農構センター前
	舟 場	8:57 ～ 9:12	舟場コミュニティセンター前
	野 田	9:18 ～ 9:33	野田みちくさの館前
	津 地	9:39 ～ 9:48	津地自治会館前
	安 原	9:54 ～ 10:03	安原作業所前
	下榎2区	10:07 ～ 10:22	老人憩の家前
	下榎1区	10:26 ～ 10:33	下榎1区農耕センター前
	上本郷	10:40 ～ 10:50	上本郷公会堂前
	榎 市	10:56 ～ 11:01	柴田幸雄さん宅前
	小 林	11:05 ～ 11:10	奥渡公民館前
	別 所	11:15 ～ 11:22	別所入口
	小 原	11:31 ～ 11:33	足羽茂さん宅前
	下本郷	11:49 ～ 11:54	下本郷集会所前

期 日	地 区	時 間	場 所
7月28日（火） 【午後】	根 妻	13:20 ～ 13:21	矢吹博さん宅前
	下黒坂	13:28 ～ 13:38	下黒坂ふれあい会館前
	中 菅	13:46 ～ 13:53	中菅農構センター前
	中菅中央	13:59 ～ 14:02	伊達政子さん宅前
	小河内	14:08 ～ 14:14	小河内集会所前
	畑	14:23 ～ 14:25	畑集会所前
	近 江	14:30 ～ 14:32	近江集会所前
	布瀬谷	14:39 ～ 14:40	後藤行永さん宅前
	下上菅	14:48 ～ 14:54	下上菅集会所前
	中上菅	15:03 ～ 15:10	上菅駅前
	下福長	15:16 ～ 15:19	檜原公会堂前
	古 川	15:25 ～ 15:30	古川観音堂前
	漆 原	15:36 ～ 15:39	漆原集会所前
	諏訪・荒神原・ 潤谷	15:48 ～ 15:54	上上菅集会所前
	井ノ原	16:01 ～ 16:03	井ノ原集会所前
	久 住	16:28 ～ 16:35	久住集会所前

期 日	地 区	時 間	場 所
7月29日（水） 【午前】	後 谷	8:40 ～ 8:42	山川建二さん宅前
	金 持	8:48 ～ 8:58	金持公民館前
	板井原	9:08 ～ 9:15	板井原公民館前
	高 尾	9:29 ～ 9:37	高尾公会堂前
	下 町	9:43 ～ 9:49	下町集会所前
	濁谷・大 町・仲屋	9:52 ～ 9:58	吉村俊昭さん宅前
	横 路	10:04 ～ 10:12	横路集会所前
	舟 地	10:18 ～ 10:23	横藤橋前
	三 土	10:29 ～ 10:33	三土作業場前
	門	10:42 ～ 10:49	松本豊文さん宅前
	三 栗	10:55 ～ 11:02	三栗農構センター前

- 上記日程で都合の悪い人は、7月17日～31日の間（日程表以外の日）に、根雨・日野地区の皆さんは役場健康福祉課で、黒坂・菅福地区の皆さんは役場黒坂支所で更新してください。

【持参するもの】

今までお使いの被保険者証

【問合せ】

役場健康福祉課 担当 頭本
（電話 72-0334）